

特待生制度Ⅰ細則

（目的）

第1条 この細則は、湘北短期大学奨学制度基本規程第2条にもとづき、次条以下を内容とする奨学制度（以下「本奨学制度」という。）について定める。なお、この細則で使用する語句の定義は、この細則で定めるものを除き、湘北短期大学奨学制度基本規程の定義と同じとする。

（本奨学制度の名称）

第2条 本奨学制度の名称は、「特待生制度Ⅰ」とする。

（本奨学制度の目的）

第3条 本奨学制度は、学業成績・人物ともに優秀で他の学生の模範となり、「社会でほんとうに役立つ人材」として将来の活躍が期待される人材の育成を目的とする。

（本奨学制度の募集条件）

第4条 本奨学制度の募集条件は、次のとおりとする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業見込みであること
- 二 前号の学校に在学中の学業成績及び人物が優秀であることを証する在籍学校長による「特待生推薦書」を受けられること

2 本奨学制度を適用する者（以下「特待生Ⅰ」という。）の員数は、15名以内とする。

（本奨学制度の内容）

第5条 本奨学制度は、入学学科の1年次の授業料（入学後に個別に係る費用を除く。以下同じ。）のうち前期に納入すべき授業料（授業料年額の2分の1。以下「前期分授業料」という。）の免除を内容とする。

2 前項の規定にかかわらず、特待生Ⅰが「大学等における修学の支援に関する法律」（以下「法」という。）に基づく減免対象者である場合には、法による授業料の減免が優先適用されるものとし、本奨学制度においては、1年次前期分授業料から法による前期減免額を除いた額の免除を行うものとする。

（選考方法）

第6条 本奨学制度の資格を得ようとする者は、次の各号に定める書類を本学に提出のうえ、本奨学制度の選考試験を受けなければならない。

- 一 提出書類
 - (1) 本学所定の特待生エントリーシート
 - (2) 第4条第1項第2号の「特待生推薦書」

- 二 選考試験は、筆記試験と面接試験とする。なお、筆記試験と面接試験の比重は2：1とし、満点は、筆記試験200点（100点×2教科）と面接100点（50点×2名×10）の合計300点とする。

(1)筆記試験

国語総合（古文、漢文を除く。）とコミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ又は数学Ⅰの2教科から1教科を選択（エントリー時に申告）。試験は、1教科30分（合計60分）で実施する。

(2)面接試験

本学の教職員2名による個別面接を実施する。面接員は、都度選定する。

2. 奨学金選考委員会は、提出書類、選考試験（筆記試験、面接試験）の結果を総合的に判断して、特待生Ⅰ資格の取得候補者（以下「候補者」という。）を選考する。
3. 奨学金選考委員会は、各学科の入学定員数の比率に応じて按分した数の合計が15名以内になるよう候補者を選考する。ただし、各学科の出願人数、試験結果をもとに全体の調整を行う。
4. 奨学金選考委員会は、選考した候補者を学長に推薦し、学長は、推薦された候補者の中から特待生Ⅰの資格者を決定する。
5. 前項の資格者の資格が有効となるのは、第1項の選考試験における志望学科のみとする。なお、特待生Ⅰの資格者が、資格取得の翌年度に当該志望学科に入学できなかった場合は、当該資格者の資格は失効する。

（特待生Ⅰ）

第7条 特待生Ⅰの資格者は、本学のいずれかの入学者選抜に出願し、試験に合格後、本学への入学手続きを行ったときに特待生Ⅰとなる。

2. 特待生Ⅰは、入学学科の入学時学納金等のうち、1年次前期分授業料の納入を免除される。
3. 特待生Ⅰは、本学の他の奨学制度を利用することを妨げない。

（事務取扱）

第8条 特待生Ⅰに関する事務は、教務・学生部が行う。

（改廃）

第9条 この細則の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が定める。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、2021年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第6条については2022年4月1日からの施行とする。